

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例

平成六年三月三十一日
条例第八号

改正 平成 九年 三月二八日条例第五号 平成一二年 三月二四日条例第六号
平成一三年 七月一七日条例第五四号 平成一四年一二月二四日条例第七四号
平成一七年 三月二九日条例第七号 平成二六年 三月二七日条例第二号
平成三一年 三月一九日条例第二号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例をここに公布する。

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例

(設置)

第一条 県民が自ら舞台芸術活動を行い、及び優れた舞台芸術を鑑賞する機会を設けることにより、県民の芸術文化に対する理解を深め、もって芸術文化の向上に資するため、彩の国さいたま芸術劇場（以下「劇場」という。）をさいたま市中央区上峰三丁目十五番一号に設置する。

一部改正〔平成一三年条例五四号・一四年七四号〕

(業務)

第二条 劇場は、次に掲げる業務を行う。

- 一 大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール、けいこ場、練習室、楽屋、舞台芸術資料室及び駐車場並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- 二 舞台芸術に係る事業の企画及び実施に関すること。
- 三 その他劇場の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休業期間等)

第三条 劇場の休業期間は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休業期間中に開業し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 劇場の施設等を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

- 一 大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール、けいこ場、練習室、楽屋及びこれらの附属設備並びに駐車場 午前九時から午後十時まで
- 二 舞台芸術資料室及びその附属設備 午前九時から午後六時まで

(利用の許可)

第五条 劇場の施設等（舞台芸術資料室及びその附属設備を除く。以下「許可施設等」という。）を利用するようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- 一 劇場の管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他劇場の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(楽屋の利用の制限)

第六条 劇場の楽屋は、大ホール、小ホール又は音楽ホールの利用に付随して利用する場合のほかは、利用することができない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用期間)

第七条 許可施設等を引き続いて利用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

- 一 大ホール、小ホール及びこれらに附置する楽屋並びにけいこ場 十四日
- 二 音楽ホール及びこれに附置する楽屋、映像ホール並びに練習室 五日
- 三 附属設備 その都度必要な期間

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 第五条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第九条 知事は、劇場の利用者の遵守事項を定め、及び劇場の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第十条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は劇場の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- 一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

- 二 第八条の規定に違反したとき。

- 三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

一部改正〔平成一二年条例六号・一七年七号〕

(原状回復)

第十一条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該許可施設等を原状に復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十二条 劇場の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に劇場の施設若しくは設備を損傷し、又は劇場の物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十三条 知事は、劇場内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、劇場からの退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、劇場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、劇場の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 劇場の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第七条まで、第九条、第十条及び別表の備考第三号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

全部改正〔平成一七年条例七号〕

(指定管理者の指定の手続)

第十五条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な劇場の利用を確保することができるること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に劇場の運営を行うことができること。

三 劇場の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行ふことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができるこ

追加〔平成一七年条例七号〕

(指定管理者の公表等)

第十六条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七年条例七号〕

(管理の基準等)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に劇場の運営を行うこと。

二 劇場の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、劇場の管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成一七年条例七号〕

(指定の取消し等)

第十八条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十五条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十六条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一七年条例七号〕

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十九条 指定管理者は、劇場の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならぬ。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例七号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に劇場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一二年条例六号〕、一部改正〔平成一七年条例七号〕

(利用料金の納付等)

第二十一条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限まで

に指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

一部改正〔平成一二年条例六号・一七年七号〕

(利用料金の减免)

第二十二条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため許可施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一二年条例六号・一七年七号〕

(利用料金の返還)

第二十三条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

一 劇場の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、許可施設等を利用することができないとき。

三 利用権利者が、利用料金の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

一部改正〔平成一二年条例六号・一七年七号〕

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、劇場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一二年条例六号・一七年七号〕

附 則

この条例は、平成六年十月十五日から施行する。

附 則(平成九年三月二十八日条例第五号)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可の申請があった利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成十二年三月二十四日条例第六号)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正後の（中略）埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則(平成十三年七月十七日条例第五十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十四年十二月二十四日条例第七十四号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十九日条例第七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例（以下「新条例」という。）第十四条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第十四条第一項、第十五条及び第十六条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 指定管理者に彩の国さいたま芸術劇場の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は知事に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表（第二十条関係）

施設等の名称	利用区分	利用料金	
		平日	日曜日・土曜日・休日
A	午前	三六、二〇〇円以下	四七、〇〇〇円以下
	午後	六五、八〇〇円以下	八五、五〇〇円以下
	夜間	八五、五〇〇円以下	—、一〇〇円以下

大ホール	一日 超過一時間	一六四、六〇〇円以下 一八、一〇〇円以下	二一三、九〇〇円以下 二三、五〇〇円以下
	B 午前 午後 夜間 一日 超過一時間	平日 七二、四〇〇円以下 一三一、六〇〇円以下 一七一、〇〇〇円以下 三二九、二〇〇円以下 三六、二〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日 九四、〇〇〇円以下 一七一、〇〇〇円以下 二二二、二〇〇円以下 四二七、八〇〇円以下 四七、〇〇〇円以下
小ホール	A 午前 午後 夜間 一日 超過一時間	平日 一一、三〇〇円以下 二〇、六〇〇円以下 二六、八〇〇円以下 五一、六〇〇円以下 五、六〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日 一四、六〇〇円以下 二六、七〇〇円以下 三四、八〇〇円以下 六七、〇〇〇円以下 七、三〇〇円以下
	B 午前 午後 夜間 一日 超過一時間	平日 二二、六〇〇円以下 四一、二〇〇円以下 五三、六〇〇円以下 一〇三、二〇〇円以下 一一、二〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日 二九、二〇〇円以下 五三、四〇〇円以下 六九、六〇〇円以下 一三四、〇〇〇円以下 一四、六〇〇円以下
音楽ホール	A 午前 午後 夜間 一日 超過一時間	平日 二三、九〇〇円以下 四三、六〇〇円以下 五六、六〇〇円以下 一〇九、〇〇〇円以下 一一、九〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日 三一、〇〇〇円以下 五六、六〇〇円以下 七三、五〇〇円以下 一四一、七〇〇円以下 一五、五〇〇円以下
	B 午前 午後 夜間 一日 超過一時間	平日 四七、八〇〇円以下 八七、二〇〇円以下 一一三、二〇〇円以下 二一八、〇〇〇円以下 二三、八〇〇円以下	日曜日・土曜日・休日 六二、〇〇〇円以下 一一三、二〇〇円以下 一四七、〇〇〇円以下 二八三、四〇〇円以下 三一、〇〇〇円以下
映像ホール	A 午前 午後 夜間 一日 超過一時間	平日 五、八三〇円以下 一〇、六〇〇円以下 一三、七〇〇円以下 二六、五〇〇円以下 二、九一〇円以下	日曜日・土曜日・休日 六、六五〇円以下 一三、七〇〇円以下 一七、九〇〇円以下 三四、四〇〇円以下 三、三二〇円以下
	B 午前 午後 夜間 一日 超過一時間	平日 一一、六六〇円以下 二一、二〇〇円以下 二七、四〇〇円以下 五三、〇〇〇円以下 五、八二〇円以下	日曜日・土曜日・休日 一三、三〇〇円以下 二七、四〇〇円以下 三五、八〇〇円以下 六八、八〇〇円以下 六、六四〇円以下
大稽古場	午前 午後 夜間 一日 超過一時間		九、七六〇円以下 一三、〇〇〇円以下 一四、三〇〇円以下 三二、五〇〇円以下 四、八八〇円以下
中稽古場一	午前 午後 夜間 一日 超過一時間		四、一〇〇円以下 五、四六〇円以下 六、〇一〇円以下 一三、六〇〇円以下 二、〇五〇円以下
中稽古場二	午前 午後 夜間 一日 超過一時間		二、四四〇円以下 三、二五〇円以下 三、五八〇円以下 八、一三〇円以下 一、二二〇円以下
小稽古場一	午前 午後 夜間 一日 超過一時間		五九〇円以下 七九〇円以下 八七〇円以下 一、九八〇円以下 二九〇円以下
小稽古場二	午前 午後 夜間		七二〇円以下 九五〇円以下 一、〇五〇円以下

	一日 超過一時間	二、三九〇円以下 三六〇円以下
小稽古場 三	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	七七〇円以下 一、〇三〇円以下 一、一三〇円以下 二、五九〇円以下 三八〇円以下
大練習室	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	八、六九〇円以下 一一、五〇〇円以下 一二、七〇〇円以下 二八、九〇〇円以下 四、三四〇円以下
中練習室	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、八四〇円以下 二、四五〇円以下 二、七〇〇円以下 六、一三〇円以下 九二〇円以下
小練習室 A	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	八四〇円以下 一、一二〇円以下 一、二三〇円以下 二、八〇〇円以下 四二〇円以下
小練習室 B	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	四六〇円以下 六一〇円以下 六七〇円以下 一、五三〇円以下 二三〇円以下
小練習室 C	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	五二〇円以下 七〇〇円以下 七七〇円以下 一、七六〇円以下 二六〇円以下
小練習室 D	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	三七〇円以下 四九〇円以下 五四〇円以下 一、二三〇円以下 一八〇円以下
大ホール 第一楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 一、七六〇円以下 四、四二〇円以下 八八〇円以下
大ホール 第二楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 四、五二〇円以下 九〇〇円以下
大ホール 第三楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、七〇〇円以下 一、七〇〇円以下 一、七〇〇円以下 四、二六〇円以下 八五〇円以下
大ホール 第四楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	二、五二〇円以下 二、五二〇円以下 二、五二〇円以下 六、三〇〇円以下 一、二六〇円以下
大ホール 第五楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	八九〇円以下 八九〇円以下 八九〇円以下 二、二四〇円以下 四四〇円以下
大ホール 第六楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、九〇〇円以下 一、九〇〇円以下 一、九〇〇円以下 四、七五〇円以下 九五〇円以下
	午前	二、〇八〇円以下

大ホール 第七楽屋	午後 夜間 一日 超過一時間	二、〇八〇円以下 二、〇八〇円以下 五、二一〇円以下 一、〇四〇円以下
大ホール 第八楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、三三〇円以下 一、三三〇円以下 一、三三〇円以下 三、三三〇円以下 六六〇円以下
小ホール 第一楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 一、八〇〇円以下 四、五二〇円以下 九〇〇円以下
小ホール 第二楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	七六〇円以下 七六〇円以下 七六〇円以下 一、九一〇円以下 三八〇円以下
小ホール 第三楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、七五〇円以下 一、七五〇円以下 一、七五〇円以下 四、三八〇円以下 八七〇円以下
音楽ホール第一楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	二、六六〇円以下 二、六六〇円以下 二、六六〇円以下 六、六六〇円以下 一、三三〇円以下
音楽ホール第二楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	二、四五〇円以下 二、四五〇円以下 二、四五〇円以下 六、一三〇円以下 一、二二〇円以下
音楽ホール第三楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、一七〇円以下 一、一七〇円以下 一、一七〇円以下 二、九四〇円以下 五八〇円以下
音楽ホール第四楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、六五〇円以下 一、六五〇円以下 一、六五〇円以下 四、一三〇円以下 八二〇円以下
音楽ホール第五楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	一、〇四〇円以下 一、〇四〇円以下 一、〇四〇円以下 二、六一〇円以下 五二〇円以下
音楽ホール第六楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	八五〇円以下 八五〇円以下 八五〇円以下 二、一五〇円以下 四二〇円以下
音楽ホール第七楽屋	午前 午後 夜間 一日 超過一時間	七三〇円以下 七三〇円以下 七三〇円以下 一、八四〇円以下 三六〇円以下
駐車場（一台）		一時間以上二時間未満の場合は、三六〇円以下（一時間まで増すごとに三六〇円以下を加える。）
附属設備		規則で定める額以下

備考

一 利用区分の欄におけるA及びBとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

A	入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収しない場合及び最高額が二千円未満の額の入場料を徴収する場合
B	最高額が二千円以上の額の入場料を徴収する場合

- 二 午前とは午前九時から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後五時三十分から午後十時まで、一日とは午前九時から午後十時までをいう。
- 三 超過一時間とは、知事が許可施設等の利用について準備作業、撤去作業その他の特別の事由があり、かつ、管理上支障がないと認めて一時間を単位に許可をした場合の当該許可に係る一時間をいう。
- 四 平日とは、月曜日から金曜日まで（次号に規定する休日を除く。）をいう。
- 五 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。
- 六 許可施設等の利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、利用料金のほかに、これらの実費相当額を徴収する。
全部改正〔平成一二年条例六号〕、一部改正〔平成一七年条例七号・二六年二号・三年二号〕